

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国では、障害者自立支援法や障害者基本法の改正、障害者虐待防止法の整備等障がいのある人の法律や制度の改革が進められています。

本市においては、平成 20 年 3 月に障害者基本法に基づいた「海津市障害者計画」を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。

また、平成 18 年 4 月の障害者自立支援法の施行にあわせて障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画である「障害福祉計画」を策定しており、その後、平成 21 年には第 2 期の「障害福祉計画」を策定しました。本年度については、第 3 期の「障害福祉計画」を策定しています。

このように「障がい者計画」と「障害福祉計画」を障害福祉の両輪として、障がい者福祉施策の充実に努めてきましたが、高齢化の進行による身体障がいのある人の増加、障がいの重度化・重複化、うつ病等の精神障がいの増加等により、多様な障害福祉サービスが求められるようになりました。また、発達障がいについて、障害者基本法の対象に位置づけされる等、発達障がいのある人に対する支援の充実についても今後の課題となっています。

こうした障がいのある人のニーズや実態、障がいのある人に関わる法律や制度の動向等を踏まえながら、障害者基本法の目的である「障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現するために、新たな「第 2 期海津市障がい者計画」を策定します。

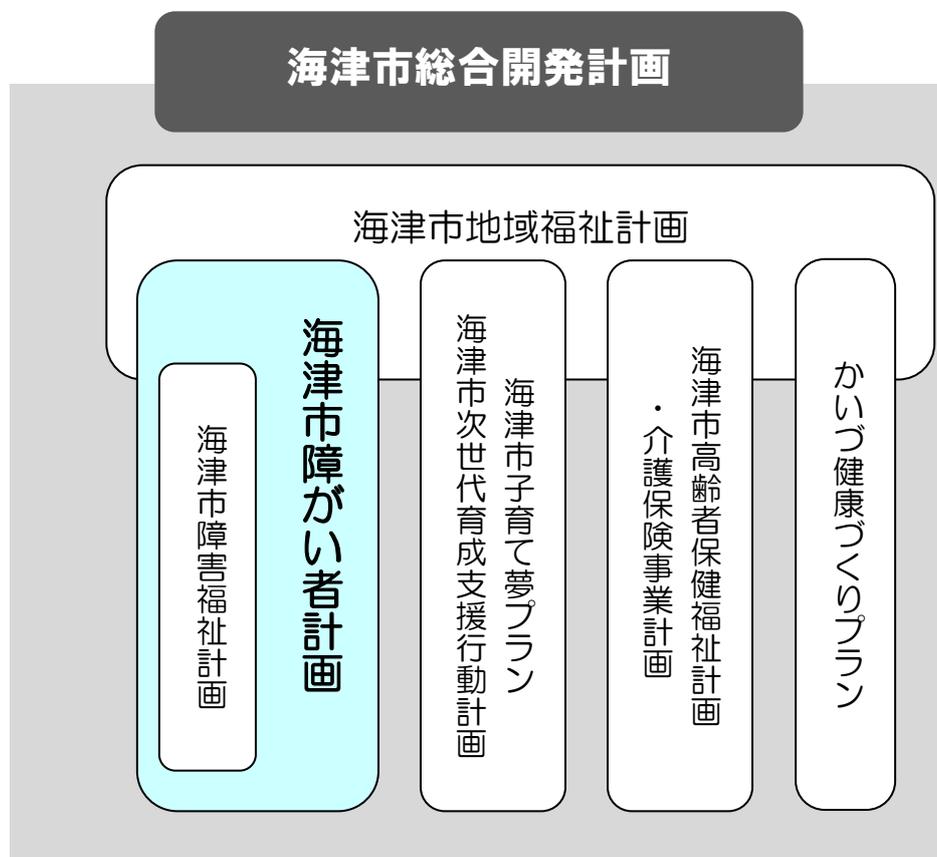
2 計画の位置づけ

(1) 計画の性格と法的根拠

「海津市障がい者計画」は、障害者基本法を根拠法とし、主に障がいのある人を対象に、障がい者施策全般に関わる目標を定めた計画であり、海津市における障がい者施策の総合計画として位置づけられるものです。

(2) 関連計画との調和

本計画は、「岐阜県障がい者支援プラン」「海津市総合開発計画」を上位計画とし、「海津市地域福祉計画」等、障がいのある人等に関する事項を定める計画との整合性を保ちつつ、必要な施策を総合的に推進するものです。



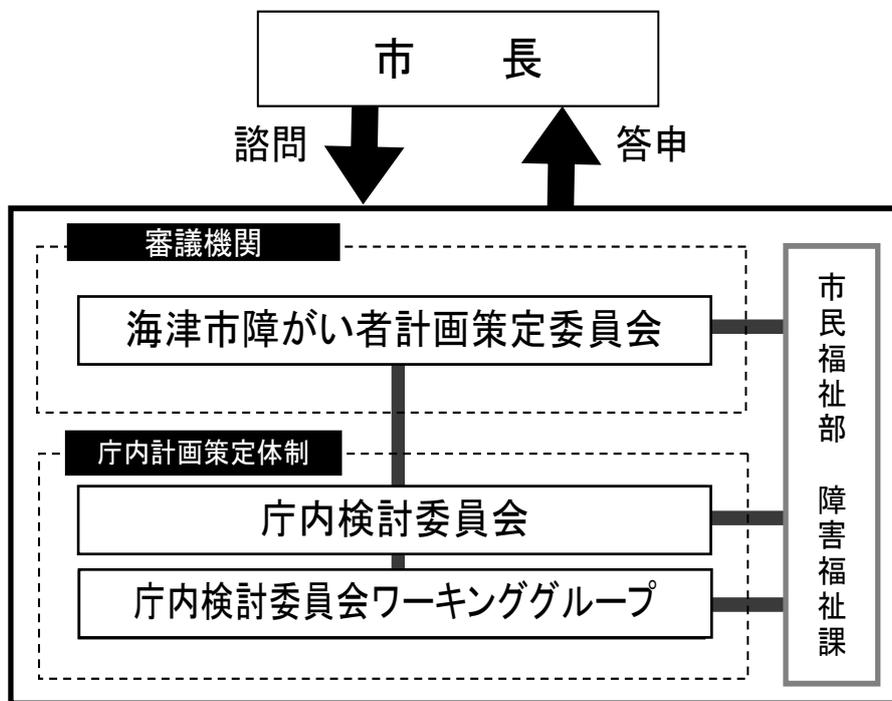
3 計画期間

「第2期海津市障がい者計画」は、平成24年度から平成28年度の5年間を計画期間として策定します。なお、社会情勢の変化や障がいのある人のニーズに対応し、必要に応じて計画の見直しを行います。

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
岐阜県								
岐阜県障害者支援プラン(17-21年度)		第2期岐阜県障がい者支援プラン					第3期岐阜県障がい者支援プラン	
岐阜県障害福祉計画	第2期岐阜県障害福祉計画			第3期岐阜県障害福祉計画			第4期岐阜県障害福祉計画	
			見直し					
海津市								
海津市障害者計画(20~23年度)				第2期海津市障がい者計画				
			見直し					
海津市障害福祉計画	海津市障害福祉計画【第2期】			海津市障害福祉計画【第3期】			海津市障害福祉計画【第4期】	
			見直し					

4 計画の策定体制

「第2期海津市障がい者計画」の策定にあたっては、有識者、社会福祉関係団体等の代表者、関係行政機関等の職員等で構成する「海津市障がい者計画策定委員会」を設置するとともに、庁内体制として「庁内検討委員会」「庁内検討委員会ワーキンググループ」を設置し、市民福祉部障害福祉課に事務局を置き、アンケート調査、ヒアリング調査結果等を基に計画を策定しました。



5 計画の目標

本市は、海津市総合開発計画において、「協働が生みだす魅力あふれるまち海津～心のオアシス都市～」を将来像に掲げ、取り組みを進めています。本計画においても、この将来像を踏まえ、「ノーマライゼーション」※1の理念に基づきながら、すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重しあいながら共生する社会※2の実現を目指します。

本計画の目標については前回の計画の目標を継承し、「協働による安心して暮らせるまち」とし、障がいのある人の自立や社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

○計画の目標○

協働による安心して暮らせるまち

※1 ノーマライゼーション：「社会的な不利を負う人々が社会で特別な扱いを受けることなく、他の人々と共に社会生活を営んでいけることこそノーマル（正常）」という考え方です。つまり、障がいのある人をはじめ、誰もが地域のなかであたりまえの暮らしができる社会をめざそうという理念です。

※2 障害者基本法 抜粋
(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

6 計画の体系

地域社会においてともに生活を営むうえで、障がいのある人もない人もみんなが協働しながら安心して暮らせるまちをめざし、次の7分野に分けて推進していきます。



7 計画の重点施策

障がい者計画は、障害福祉の全般に関わる計画です。この計画においては、制度改正を踏まえて対応すべき施策や、特に障がいのある人から要望が多い施策、全庁的・横断的に取り組む必要がある施策等について、5施策を重点的に取り組むこととします。

□重点施策1 発達障がいのある子ども（人）への支援の充実

本市では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がいのある子ども（人）への支援の拠点として、発達支援センターを平成24年度より設置します。

発達支援センターにおいて、発達障がいのある子ども（人）やその家族の相談を受け、関係機関と連携を図りながら、地域で安心して生活ができるように支援していきます。また、市民に対しても発達障がいに関して、周知・啓発を進めていきます。

□重点施策2 障がい者虐待の防止、養護者への支援の推進

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」は、平成23年6月に国会で成立し、平成24年10月に施行となります。

この法律では、虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障がい者の保護、自立支援のための措置、養護者の負担の軽減等が定められます。本市においても、障がい者虐待の防止に関する啓発、虐待を発見した市民に対する市等への通報義務等必要な事項の周知を図っていきます。

□重点施策3 障がいのある人の就労等の場の充実

現在、障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法（仮称）の策定が進められ、就労や作業活動等の内容について、障がい者のニーズに適応したものとなるよう国の障がい者制度改革推進会議において検討が重ねられています。しかし、法律や制度が変わったとしても、その対象になる障がい者の働く場や日中活動の場がなければ、サービスの提供には結びつきません。したがって、本市の事業者や施設等の協力のもと、就労や作業・趣味活動の場のさらなる充実を進めていきます。

□重点施策4 ケアマネジメント・地域移行の体制の整備

平成24年度より支給決定プロセスの見直しにより、サービス等利用計画の作成の対象者が大幅に拡大され、ケアマネジメントによるきめ細かい支援が行われることとなります。

また、障がい者が施設等から地域に移行する“地域移行”の支援も充実が図られ、施設等から地域への移行を支援する地域移行支援や、地域での生活を支援する地域定着支援等が実施されることとなります。

こうした新しい取り組みを円滑かつ効果的に進めていくために、支援する体制の整備充実を進めていきます。

□重点施策5 災害時要援護者の支援の充実

東日本大震災の発生を受けて、多くの障がい者も被災し、避難所生活を余儀なくされました。その際、必要なケアもままならない状況等、障がい者の避難所生活についての問題が浮き彫りになりました。本市においても、こうした災害時の対応について関係各課と検討し、災害時に備える体制づくりをしていきます。

また、障がい者に対するアンケート調査では、地震等の災害発生時に一人で避難できないという人が約4割みられ、多くの障がい者が支援を必要としていることがわかりました。そのため、障がい者に対する支援の方策を行政だけでなく地域の自治会、区等関係機関と連携し、災害時の要援護者支援の充実を進めていきます。